

## 砥部町介護保険事故報告取扱基準

令和元年 11 月 27 日  
砥部町介護福祉課

### 1. 趣旨

この基準は、次の各号に掲げる規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者及び介護保険施設(以下「事業者」という。)が、砥部町の区域内において又は砥部町の介護保険被保険者(以下「利用者」という。)を対象とした介護保険サービス(介護保険サービスと関連して提供されるサービスを含む。以下「サービス」という。)の提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、サービスの質の向上と安心してサービス利用ができるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として、砥部町への事故の報告について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 23 条
- (2) 愛媛県の介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針
- (3) 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年 3 月 20 日条例第 1 号)
- (4) 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 26 年 3 月 27 日条例第 1 号)
- (5) 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年 3 月 29 日条例第 2 号)
- (6) 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成 26 年 2 月 7 日規則第 2 号)
- (7) 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 25 年 3 月 29 日条例第 3 号)
- (8) 砥部町介護予防・生活支援サービス事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 29 年 2 月 14 日砥部町告示第 15 号)

### 2. 事故の範囲

報告すべき事故は、次の各号に掲げるものとする。なお、報告すべき事故は、事業者の過失の有無は問わず、利用者等の自己過失及び第三者によるものを含む。

- (1) 利用者に対するサービスの提供に伴い発生した次の負傷事故
  - ア 医師の保険診療を要したもの
  - イ 医師の保険診療を要しないが負傷により利用者の家族から苦情が出ているもの
- (2) 利用者に対するサービスの提供に伴い発生した死亡事故
- (3) 利用者に対するサービスの提供中に所在が不明となり、警察に捜索願が出されたもの
- (4) 利用者に対するサービスの提供などの業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故
- (5) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由が発生したもの
- (6) 職員(従業員)の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの
- (7) 震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの
- (8) その他砥部町が報告を必要と判断した事故

### 3. 報告の対象

報告する事故は、事故当事者であるサービス利用者が、砥部町の被保険者である場合及び事業者又は施設所在地が砥部町の場合とする。

### 4. 事故の報告手順

- (1) 事業者は、事故の範囲に定める事故が発生した場合、介護保険事故報告書(様式第 1 号)により、速やかに(3 日以内)第 1 報を報告する。
- (2) その後、事業者は、事故の範囲に定める事故発生後、概ね 2 週間以内に、介護保険事故報告書(様

式第2号)により、第2報を報告する。

(3) 事業者は、事故の処理が長期化する場合は、適宜処理の途中経過について報告を行い、処理が完了した時点で、介護保険事故報告書(様式第2号)により、結果報告を行うこととする。

(4) 事業者は、必要に応じて砥部町から求められた資料を提出するものとする。

#### 5. 報告書の提出先

砥部町介護福祉課介護保険係

#### 6. 事故発生後の対応及び事故後の対応

事業者は、愛媛県の介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針に基づき、必要な措置を講じなければならない。